

○京丹後市観光立市推進条例施行規則改正（案）

平成 29 年 7 月 4 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京丹後市観光立市推進条例（平成 21 年京丹後市条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討部会の設置)

第 2 条 条例第 25 条に規定する京丹後市観光立市推進会議（以下「推進会議」という。）の会長は、推進会議において京丹後市観光振興計画の策定、見直し等の重要課題を審議するに当たり、当該審議に係る方針、その進め方及び審議内容に関し事前の検討を行うため、推進会議に検討部会を置くものとする。

(検討部会の構成等)

第 3 条 検討部会は、推進会議の会長及び委員 7 人以内をもって構成する。

2 検討部会の代表は、推進会議の会長（以下「会長」という。）がこれに当たる。

3 検討部会の委員は、推進会議の副会長及び推進会議の委員の中から会長が指名する者とする。

4 検討部会の委員の任期は、推進会議の委員の任期とする。

(臨時検討委員)

第 4 条 検討部会の審議事項に関し必要があるときは、検討部に臨時検討委員若干人を置くことができる。

2 臨時検討委員は、市長が委嘱する。

3 臨時検討委員の任期は、当該審議事項の審議を行う期間とする。

(検討部会の会議)

第 5 条 検討部会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、検討部会の会議に検討部会の委員以外の者を出席させ、意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、観光立市の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。